

第2期 香美町教育振興 基本計画

令和4(2022)年度 ▶ 令和8(2026)年度

ふるさと香美を愛し、

夢や志を抱き、

共に未来を切り拓く人づくり



香美町教育委員会

《 はじめに 》

これからの社会はグローバル化やICT等の情報技術の発展により、ものや情報が加速度的に行き来します。また、コロナウイルスの世界的な感染拡大やSociety5.0時代の到来などにより、ますます社会は急速に変化し、予測不可能な未来へと進んで行くことが推測されます。

本町ではこれまでから、学校・家庭・地域が一つになり、子どもたちがこれからの時代をたくましく生き抜くためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」などの「生きる力」をバランスよく育むことが重要であることを示し、自分の夢や志の実現に向かって努力しつつ、「ふるさと香美」の発展を志向する人を育てることを目標に取り組んできました。

しかし、このような状況下において、子どもたちに必要なのは今までの「生きる力」の育成に加え、一人一人が「いのち」を受け継いだ大切な存在だと気づき、多様な人々と協働しながら、これからの社会変化に対応し、豊かな未来を切り拓いていく資質・能力を育てていくことです。

人生100年時代を迎えようとしている中で、誰もがさまざまな学ぶ機会を持つことができ、その学びを地域の活動に生かし、生きがいを持って豊かな人生を送ることができるような生涯学習社会づくりや、誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。

第2期香美町教育振興基本計画においては、引き続き「ふるさと」を愛する人を育む教育を基盤に置きながら、子どもたちが輝ける学びの環境を整えるために、学校・家庭・地域がそれぞれの課題に真摯に取り組むと同時に、三者が課題を共有し、全町あげて徹底して取り組んでいきたいと考えています。本計画への町民のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年1月
香美町教育委員会

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画の趣旨	
2	計画の期間と性格	
3	計画の推進	
4	計画の進行管理	
5	計画の位置づけ	
第2章	香美町の教育の現状	4
1	第1期計画の検証を踏まえて	
2	めざす町の姿と求められる人づくり	
3	学校園を取り巻く状況	
4	子どもたちの現状	
第3章	香美町の教育がめざす姿	12
1	基本目標	
2	基本目標の実現に向けて	
3	計画体系表（「教育の方向性」及び「基本方針」）	
4	めざす教育の方向性と基本方針	
資料		
	用語解説	26
	香美町教育振興基本計画策定委員会委員名簿	29
	策定の経緯	29
	香美町教育振興基本計画策定委員会設置要綱	30

第1章 計画の策定にあたって



1 計画の趣旨

教育基本法に基づき、平成23年12月に教育振興に関する中期的な総合計画として「香美町教育振興基本計画」（以下「計画」という。）を策定しました。

この計画においては、本町教育の特色である「ふるさと教育」を生かしながら今後予想される「知識基盤社会^{※1}」を人々がたくましく生き抜くための『基本目標』と5つの『今後10年を見通した教育の方向性』を定め、それらを実現するために取り組む教育の『基本方針』を示しました。

町教育委員会では、この計画に基づいて各種事業を展開し、学校園^{※2}や公民館等における具体的な活動の推進に併せて、広く町民に計画の周知を図りながら『基本目標』の達成をめざして教育を進めてきました。

このたび、現行計画の期間満了の時期に当たり、これまでの取組について検証し、その結果を踏まえつつ、社会の変化を見据えて、次の5年間に於ける本町教育の方向性を示す第2期香美町教育振興基本計画を策定しました。

2 計画の期間と性格

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3において、「首長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」ことが規定されています。本計画は総合教育会議を経て、町長が策定する「教育に関する大綱」として位置づけられます。

年度	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
香美町総合計画	基本構想										次期基本構想		
	前期基本計画			後期基本計画					次期前期基本計画				
香美町教育振興基本計画	第1期基本計画（後期） （平成29年度～令和3年度）			第2期基本計画 （令和4年度～令和8年度）					次期基本計画				
	教育委員会事務事業の点検・評価（毎年度）												

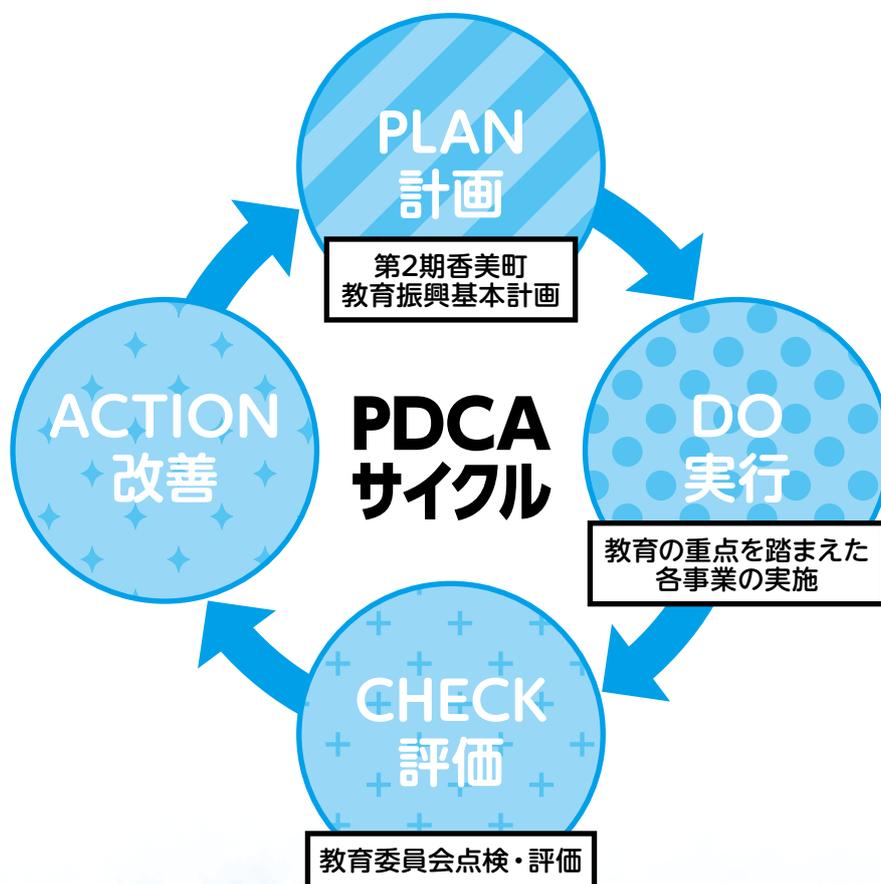
3 計画の推進

計画を推進し成果を高めるために、毎年度作成する「香美町教育の重点」により計画に示した4つの方向性と12の基本方針の実現に向けた具体的な施策・取組を掲げ、町内の子育て・子育て支援センター、保育所、認定こども園、幼稚園、小・中学校、各家庭、各企業や事業所、また、子どもたちが居住する各地区など、香美町すべての学校園や住民、組織と連携し、目標達成に向けて取り組めます。

4 計画の進行管理

町教育委員会では、計画に基づく各施策・事業を着実に実行することに努めるとともに、取組の実施状況や成果などを点検・評価し、その結果を次の取組につないでいきます。

そのため、PDCAサイクル（PLAN（計画） DO（実行） CHECK（評価） ACTION（改善））により、毎年度「教育委員会の事務事業点検・評価^{※3}」を行い、施策指標や事業評価を用いて検証し、各事業の不断の見直しを行い、計画の効率性や実効性を高めています。



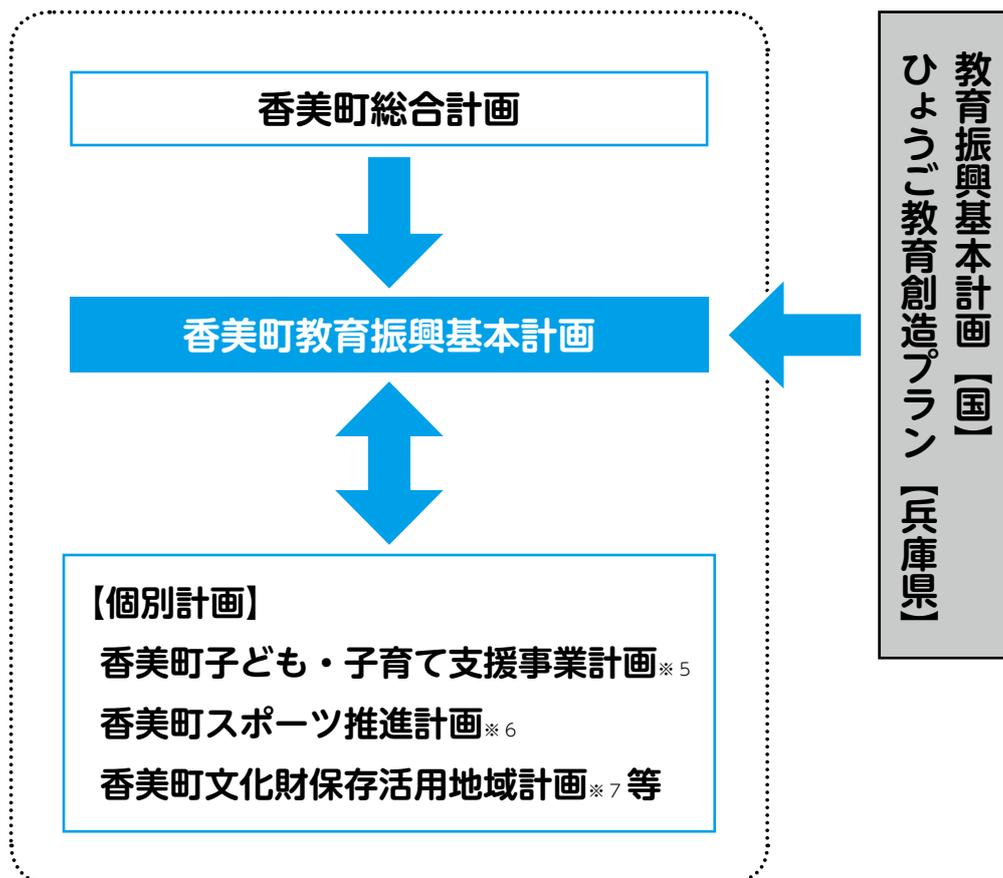
5 計画の位置づけ

香美町では本町の最上位計画である「第2次香美町総合計画 後期基本計画（令和3年度～令和7年度）※4」が令和2年度に策定され、次代を担う「こども」に焦点をあて、「こどもたちに夢と未来をつなぐまち」を町の将来像として総合的なまちづくりへの取組を進めています。

本計画は、「香美町総合計画」に掲げる教育に関する分野別計画として位置づけられ、同計画の教育に関する部分を補完するものでもあります。

国は教育基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、平成20年から5年ごとに「教育振興基本計画」を策定し取り組んでいます。また、兵庫県においては「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」を策定しています。

本町においても、国や県のこれらの計画等を参酌しつつ、地域の実情を踏まえた計画を策定し、基本目標の達成に向け取組を進めています。



第2章 香美町の教育の現状



1 第1期計画の検証を踏まえて

本町は、これまで第1期香美町教育振興基本計画（平成24年度～令和3年度）の基本目標「ふるさとに学び、夢や志を抱き、ふるさと香美を大切に作る人づくり」に基づき、5つの方向性、13の基本方針を踏まえさまざまな施策を展開し、以下の二つの方法で検証・評価を行っています。

一つ目は、毎年度行っている「教育委員会の事務事業点検・評価」における重点施策の自己点検評価です。有識者・保護者による外部評価において過去5年間、全般にわたって「適切」また一部において「概ね適切」であり、「事務の執行や事業の実施等は適切に行われている」との評価を得ています。その内容は教育委員会ホームページに掲載しています。

二つ目は、第1期計画に掲げた5つの方向性について、令和2年11月に実施した「第2期香美町教育振興基本計画に関する意向調査^{※8}」（以下、「意向調査」という。）です。これらの結果による検証は次のとおりです。

(1) 子どもたちの「生きる力」の育成

3つの町民運動の取組は、「あいさつ」に関する項目を中心に、「読書」や「体力づくり」に関する評価も高い。また、学校間スーパー連携チャレンジプランは、保護者の約9割が意義ある取組であると高く評価し、集団での多様な学びによるコミュニケーション能力の育成や、中1ギャップ^{※9}の解消など大きな成果があった。

しかし、著しい少子化の進行による今後の学校園の在り方に不安を抱いている保護者が多くあるため、就学前教育・保育施設（以下、「就学前施設」という。）、小・中学校の適正配置の在り方を早期に検討する必要性が生じている。

(2) 安全・安心の学校づくりの推進と教育環境の充実

学校施設の耐震化率100%を達成するとともに、エアコンの整備、トイレの洋式化などに積極的に取り組み、教育環境の充実が図られた。また、保護者・町民、教職員の多くが幼・小・中の連携がとれていると感じており、安全・安心の学校づくりが推進されている。

(3) 学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上

不安や悩みを学校園に相談しない保護者が増えている。また、多くの教職員がやりがいを感じつつも多忙感やストレスを抱えている実態もあり、学校と保護者、地域が引き続き連携し、それぞれの教育力の向上が必要とされている。

(4) 生涯学習社会づくりの推進

「町内の社会体育施設^{※10}が充実していないと思う」という声が多くあり、町民ニーズに合わせた施設の充実が課題となっている。

(5) ふるさと教育の推進

ふるさと教育の成果を感じる人と感じない人がほぼ同数であり、ふるさと教育の成果は評価が分かれている。活動の内容が周知されにくいという側面と、若者の人口流出に歯止めがかからない現状が評価を下げている要因と考えられ、町全体としての取組の強化が必要とされている。

このような検証による成果と課題や教育を取り巻く今日的な社会情勢等を踏まえて、次期計画の策定を行いました。

2 めざす町の姿と求められる人づくり

香美町は、「第2次香美町総合計画 後期基本計画」で、まちの将来像を「こどもたちに夢と未来をつなぐまち ～美しい山・川・海 人が躍動する 交流と共生のまちをめざして～」と定め、「まちづくりは人づくり」のビジョンの上に立って、町全体で子どもたちを育み、人々が協働して人生を生き抜くことができる人づくりを進めるために諸施策の展開を図っています。

人口減少社会が到来し、少子高齢化が進み、本町では転出超過が続いています。このような状況にあっても、持続可能な社会の実現をめざし、地域の活力を維持・向上させるためには、町民一人一人が共に支え合いながら社会の担い手として活躍することが求められています。

香美町町民憲章は、第一番に「ふるさとを愛し、豊かな自然を育み、希望あふれるまち」とうたっています。ふるさとの将来を担う子どもたちを育てるためには、学校園や地域社会が一体となり、ふるさとの良さや地域の価値を体験的に理解させ、地域に対する愛着を育てることが大切です。

そのためには、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て、子どもたちにとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を、なお一層活用してふるさと教育を推進していくことが重要です。

幸いにして、本町には、山陰海岸ジオパークに代表される山、川、海の多様な自然環境や、但馬牛や松葉ガニをはじめとする魚介類、米、加工食品などの豊富な食材、先人が育んだ歴史、文化、芸術があります。

香美町が将来にわたって生き残っていくための町の在り方は、次代の担い手にかかっており、めざす町の姿を視野に入れた未来の創り手、人づくりが喫緊の課題といえます。

3 学校園を取り巻く状況

町内には小学校10校・分校1校、中学校3校、幼稚園9園等がありますが、いずれにおいても年々子どもの数が減少し、小規模化が進むとともに、複式学級が増加しています。

各学校は、学校評議員会により地域住民の学校運営への参画を促し、平成27年度から毎年度、保護者や地域住民を対象に「学校版教育環境会議」を開催し、自校の教育ビジョンや教育内容、活動などを保護者や地域住民に示した上で、当該学校が魅力のある学校か、地域の特色ある教育を行っているか、また、子どもを預けて大丈夫か、信頼できるかなどの評価を受け、日々の学校運営やこれからの学校の在り方についての判断を仰いできました。

香美町の学校園は、ほとんどが小規模ですが、これまで小規模の特色やよさを生かした香美町ならではの魅力ある学校園づくりを、関係者が一丸となり、保護者、地域住民とともに進めてきました。

一方で、今後の児童生徒数の推移をみると今後5年間で約30%減少し、小学校では一学年の児童が1人や0人、全校生が一桁となる学校もあり、香美町ならではの魅力ある学校園づくりにおいて、これまでのような成果を期待することが難しくなると思われ、今後の学校園の在り方に不安を抱き学校再編を望む保護者が多くなってきています。

これからも香美町の子どもたちが、夢や志を持ち、直面するさまざまな変化を柔軟に受け止め、主体的に向き合っかかわり、豊かな感性やしなやかな思考を働かせ何事にも果敢に挑戦し、活躍する子どもたちに育っていくために、今後を見据えた就学前施設、小・中学校の適正配置の在り方を検討し、学校再編を推進していく必要があります。

◆香美町立小学校の児童総数推計【令和3年5月1日時点】

	学年	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
小学校	1年	106	99	86	85	93	77	53
	2年	116	106	99	86	85	93	77
	3年	114	116	106	99	86	85	93
	4年	133	114	116	106	99	86	85
	5年	130	133	114	116	106	99	86
	6年	119	130	133	114	116	106	99
	計(人)	718	698	654	606	585	546	493

◆香美町立中学校の生徒総数推計【令和3年5月1日時点】

	学年	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
中学校	1年	135	119	130	133	114	116	106	99	86	85	93	77	53
	2年	132	135	119	130	133	114	116	106	99	86	85	93	77
	3年	113	132	135	119	130	133	114	116	106	99	86	85	93
	計(人)	380	386	384	382	377	363	336	321	291	270	264	255	223

4 子どもたちの現状

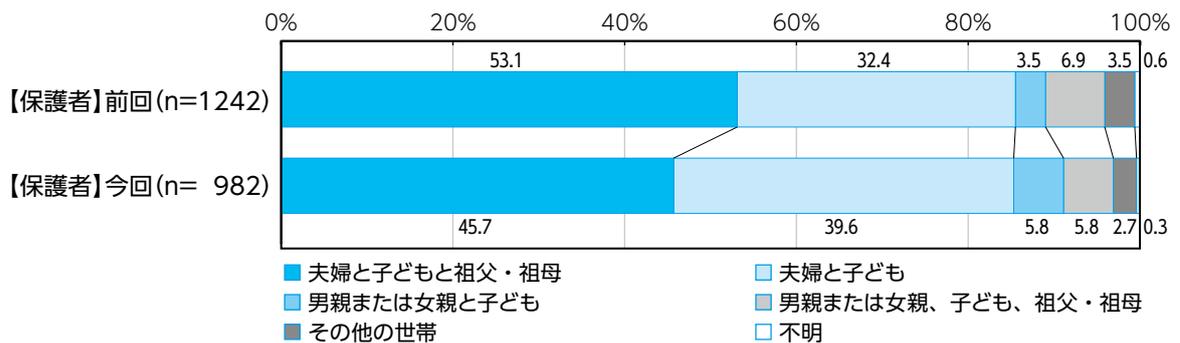
令和2年11月に実施した「意向調査」や、これまでの「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）の児童生徒質問紙への回答状況から香美町の子どもたちの意識や生活実態が見えてきます。

1 子どもたちを取り巻く社会的環境

○三世代同居の家庭が多い。【意向調査から】

幼稚園から中学生までの子どもがいる家庭の家族構成は三世代同居が45.7%と最も多く、次いで「夫婦と子ども」の核家族が39.6%と続いています。前回調査と比較して三世代同居が7.4%減る一方、「夫婦と子ども」の世帯が7.2%増加しており、核家族化が進んでいる様子がうかがえます。

図表1 | 家族構成



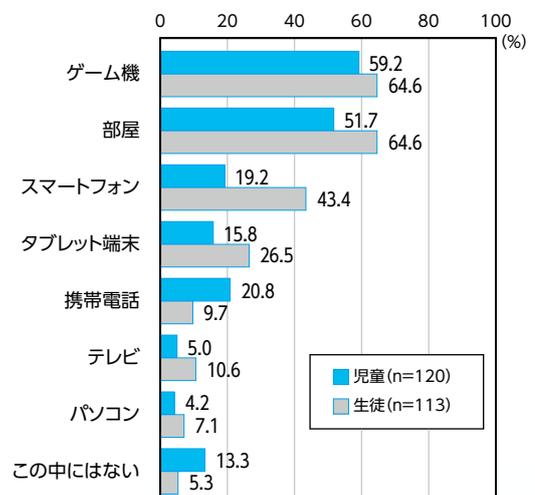
○情報通信機器の所有率が高くなりつつある。【意向調査から】

今回の意向調査では、自分専用のスマートフォンや携帯電話等の通信機器を所有している子どもたちの割合が中学生では50%を超え、小学生も40%となっています。

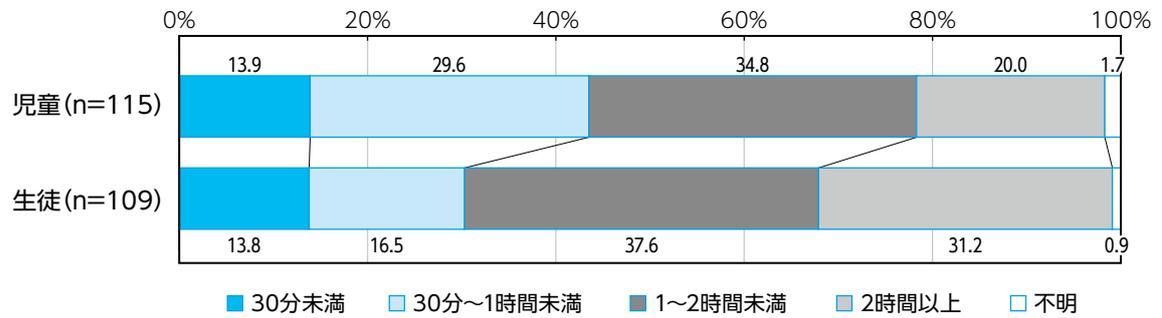
新型コロナウイルス感染症の影響もあり、国の「GIGAスクール構想^{※11}」による学校のICT^{※12}環境は加速度的に整備されつつあり、さまざまな情報機器に触れる機会は増えていくことが予想されます。

今後とも、子どもたちに身に付けさせるべき情報活用能力の育成や情報モラル教育の推進が求められます。

図表2 | 自分が専用に持っているものなど



図表3 | 平日のインターネット使用時間

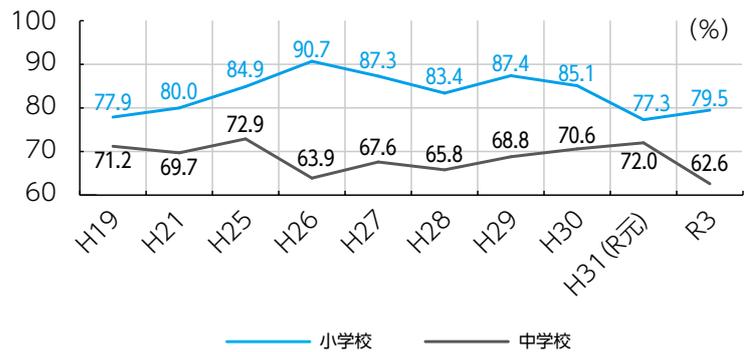


2 子どもたちのさまざまな意識について

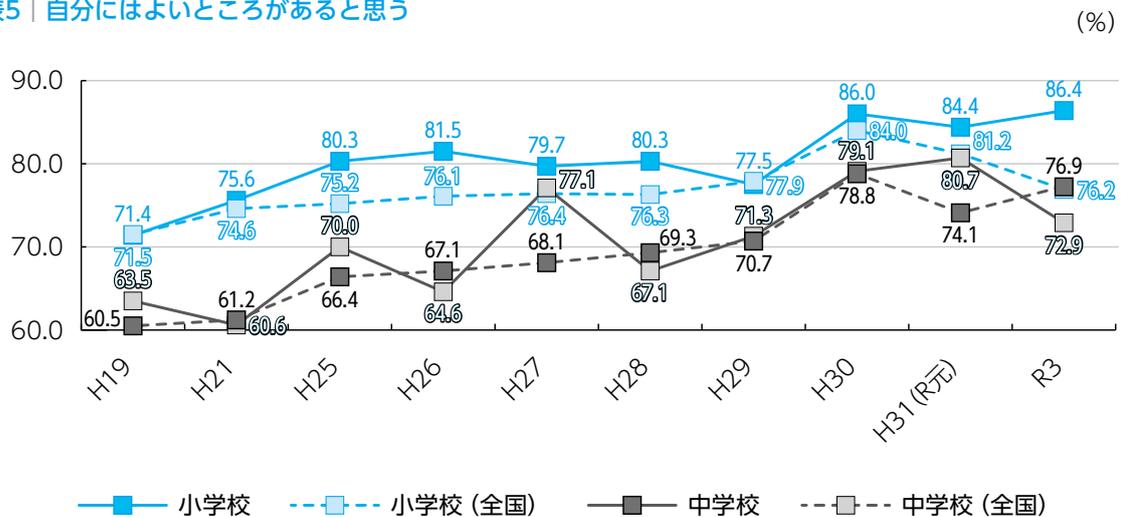
○将来の夢や目標を持ち、自己有用感を抱いている。【全国学力・学習状況調査から】

全国学力・学習状況調査における児童生徒質問用紙への回答を経年比較すると、令和3年度の中学校生徒についてはやや低下しているものの、香美町の子どもたちは、多くが将来への夢や希望を抱き、概ね自己有用感を持って日々生活していることが分かります。

図表4 | 将来の夢や希望を持っている



図表5 | 自分にはよいところがあると思う



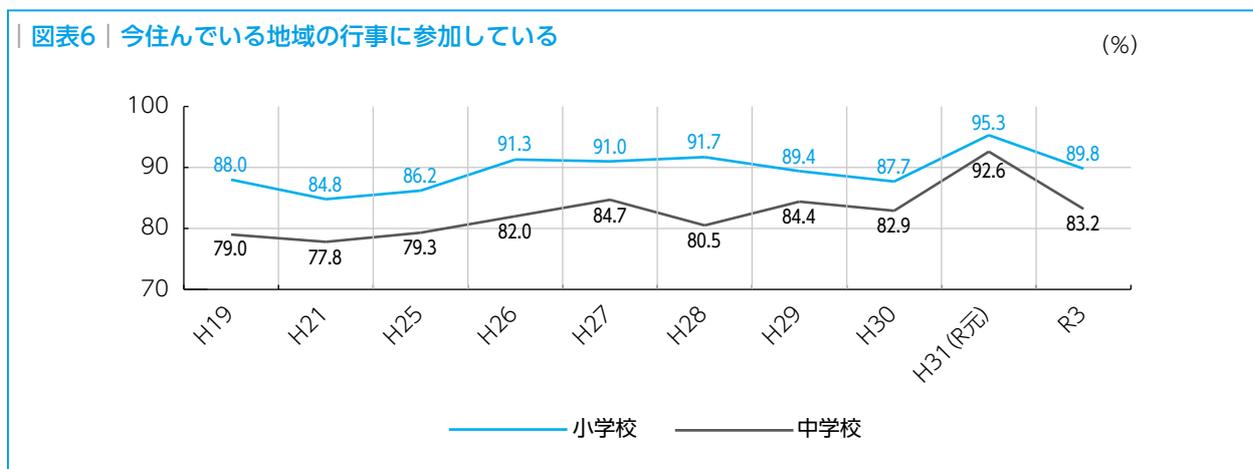
〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）における経年比較から〕

○ふるさと教育がふるさと意識の醸成に役立っている。【全国学力・学習状況調査から】

児童生徒とも、今住んでいる地域の行事に積極的に参加するなど、ふるさとへの思いは醸成されつつあると考えられます。

ふるさとの将来を担い、ふるさとの良さや地域の価値を体験的に理解させ、地域に対する愛着を育てるために、これまでから取り組んできた「ふるさと教育」が児童生徒にもよい影響を与えていると言えるでしょう。

今後とも、学校・家庭・地域が一体となって、ふるさと教育に取り組んでいく必要があります。

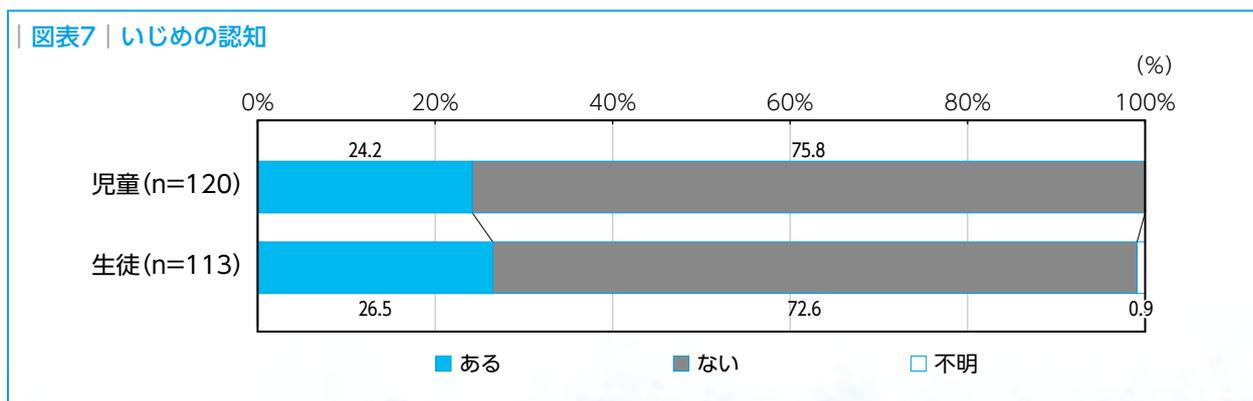


「全国学力・学習状況調査 (文部科学省) における経年比較から」

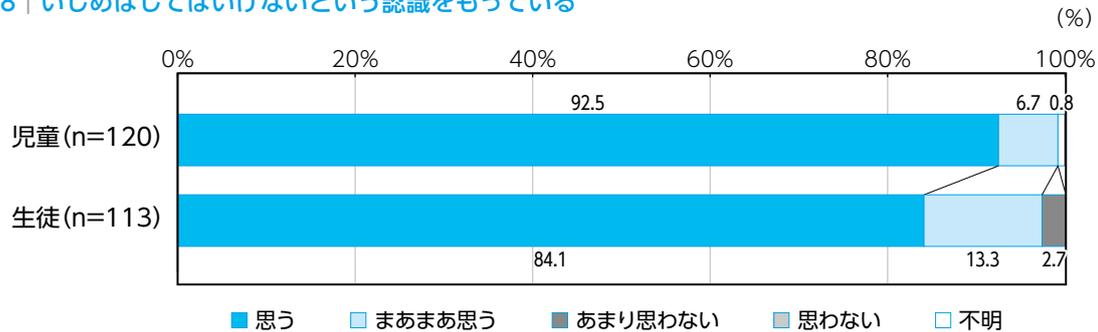
○児童生徒は「いじめはしてはいけない」という認識を持っている。【意向調査から】

各学校では町や各学校で定めた「いじめ防止基本方針」に基づき、定期的な生活アンケート調査や教育相談等により、いじめの積極的な認知に努めています。

意向調査においても、約4分の1の児童生徒がいじめを見たり聞いたりしたことがあると答えているものの、ほとんどの児童生徒が、「いじめはしてはいけない。」と回答しており、今後とも、家庭や地域、関係機関等と連携し、望ましい集団づくり、好ましい人間関係づくりが求められます。



図表8 | いじめはしてはいけないという認識をもっている

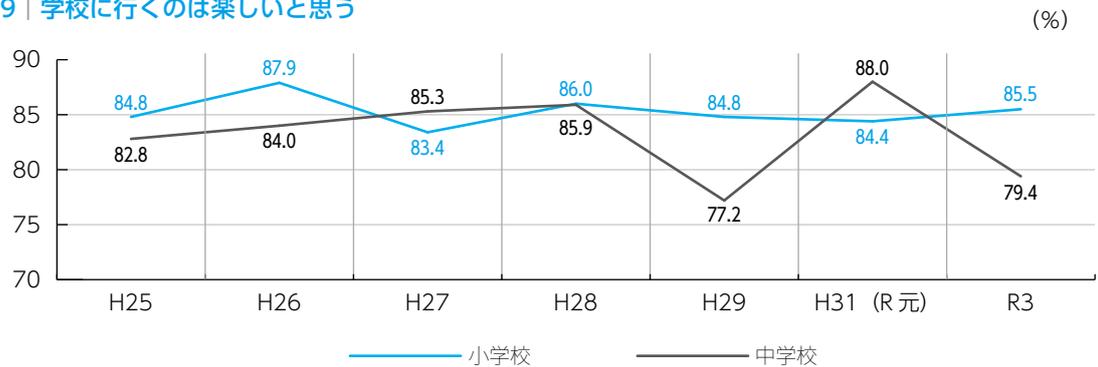


3 学習に向き合う姿勢

○児童生徒は「学校が楽しい」と感じている。【全国学力・学習状況調査から】

多くの児童生徒は、「学校に行くのは楽しい」と回答しています。小学校児童と中学校生徒とでは、少なからず差はありますが、学校ならではの児童生徒相互の学び合いや集団での交わりなど、社会性を磨いたり、他者と共に生き、課題を解決したりしていくための意識は備わっていると言えます。

図表9 | 学校に行くのは楽しいと思う



【全国学力・学習状況調査(文部科学省)における経年比較から】

○家庭学習や読書の時間、新聞を読む機会に課題がある。【全国学力・学習状況調査から】

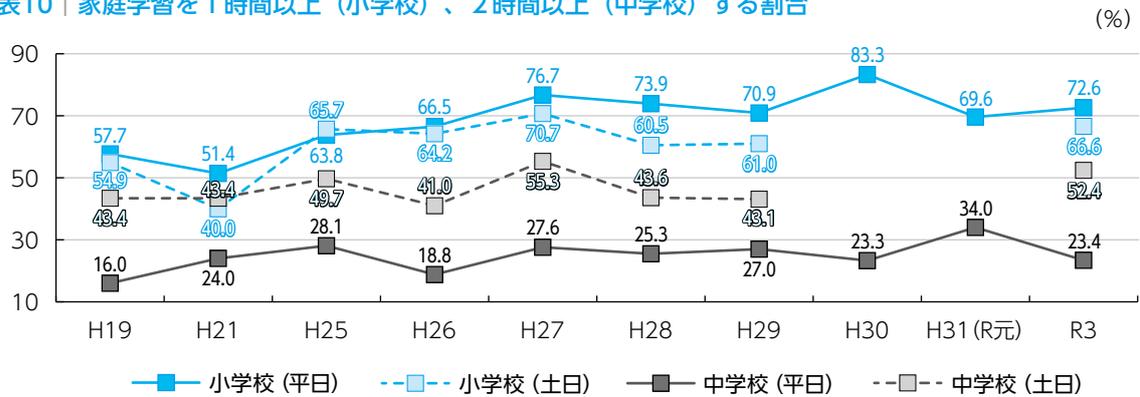
全国学力・学習状況調査における経年比較によると、児童で1時間以上(平日・土日とも)、生徒で2時間以上(平日・土日とも)家庭学習をしている児童生徒の割合は図表10のとおりです。児童では、平日と土日の学習時間にあまり差がありませんが、生徒では平日と土日の家庭学習に取り組む時間に差が見られます。

また、「読書時間」については、平日、学校の授業時間以外に30分以上読書をする児童生徒の割合は3割前後で推移している傾向が見られます。

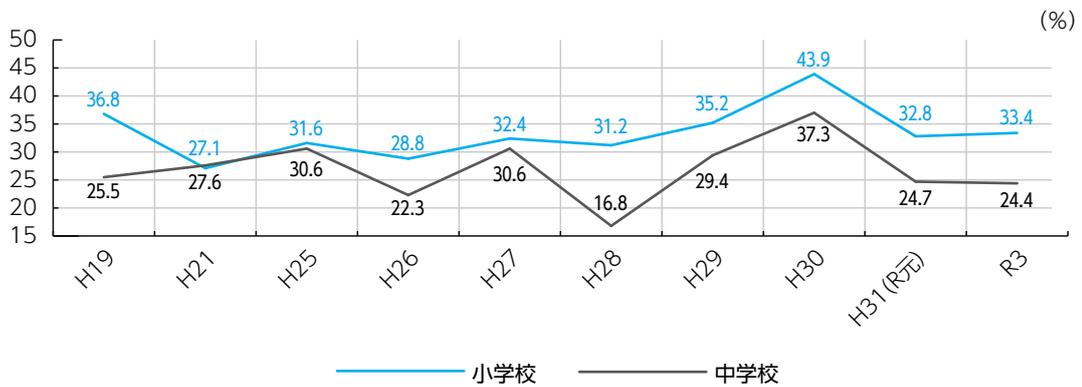
「新聞を読むこと」については、近年、児童生徒とも「毎日読む」、「週に1回～3回読む」を合わせて約3割に満たない状況であり、活字離れが進んでいると言えます。

教科の調査結果とのクロス集計では、新聞をよく読んでいる児童生徒ほど国語・算数(数学)とも平均正答率が高い傾向にあります。

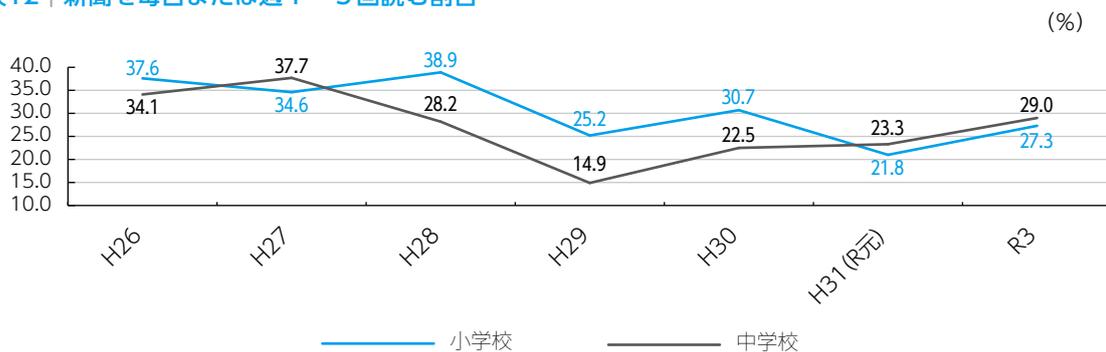
図表10 | 家庭学習を1時間以上（小学校）、2時間以上（中学校）する割合



図表11 | 1日当たり30分以上読書をする割合



図表12 | 新聞を毎日または週1～3回読む割合



[全国学力・学習状況調査（文部科学省）における経年比較から]

第3章 香美町の教育がめざす姿



1 基本目標

第1期香美町教育振興基本計画の検証と、昨今の社会情勢や教育環境の変化を踏まえ、次の5年間の教育の基本目標を定めました。

『ふるさと香美を愛し、夢や志を抱き、
共に未来を切り拓く人づくり』

人間にとって、一番近くにあるふるさとは家族です。人は子ども時代に家族の愛をしっかりと受け、自分が「いのち」を受け継いだかけがえのない存在だと気づきます。そして、地域の自然や人、文化、伝統の中で、学びを重ね、学んだことを自己の考え方や生き方に反映し成長していきます。

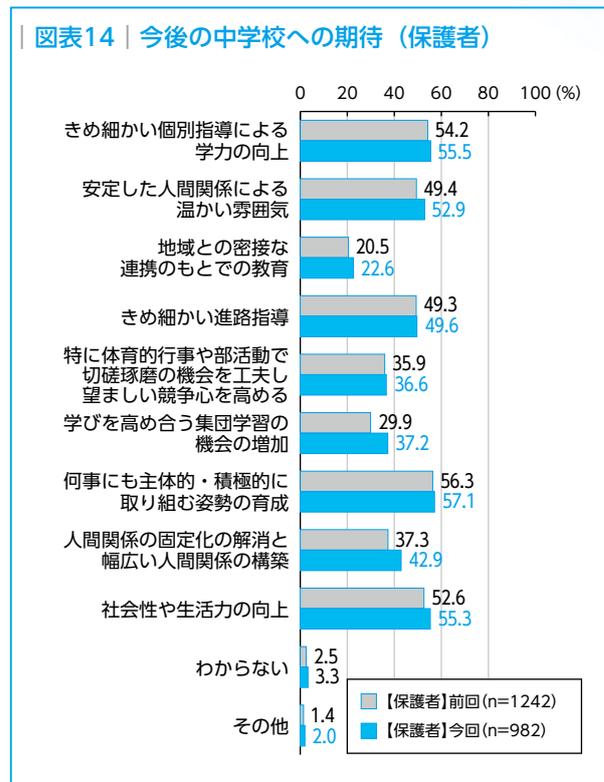
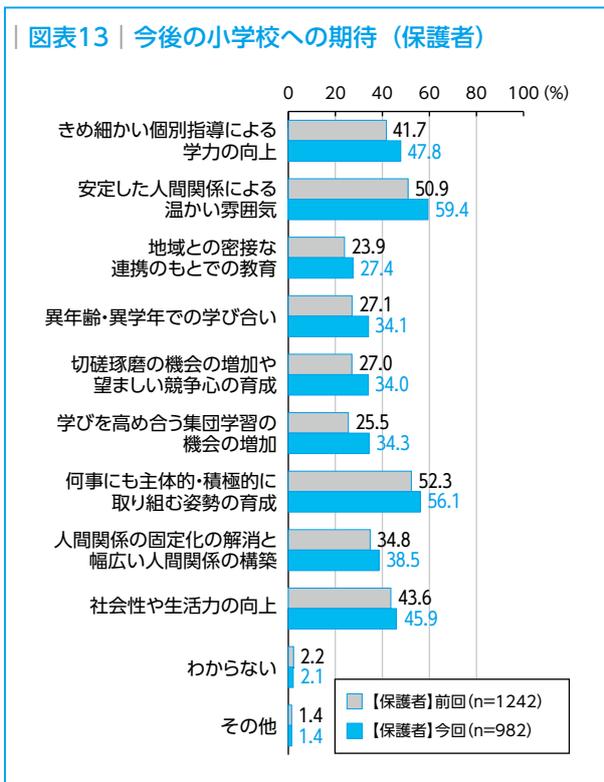
変化の激しい知識基盤社会を生き抜くには、夢や志をもち、その実現に向かってしっかり努力し、ふるさとで育んだ「確かな学力・豊かな心・健やかな体」を持って人として自立し、社会のさまざまな人たちと共生しながら、自らの手で未来を切り拓く力が求められます。そして、この時代を生き抜きながら、自身の原点であるふるさとを心の中にいつも抱いている、そのような人づくりを進めていきます。

2 基本目標の実現に向けて

子どもたちが安心して学びに向かうためには、学校園にとって家庭や地域の協力は不可欠です。

家庭で読書や家庭学習などに積極的に取り組んだり、家の人と学校の出来事について話をしたりする児童生徒ほど、全国学力・学習状況調査の正答率は高い傾向にあります。

令和2年11月に実施した「意向調査」では、小学生、中学生の保護者とも今後の学校への期待として、「主体的・積極的に生きる力」などの育成、「人間関係力」、「社会性や生活力」、「きめ細かな個別指導による学力向上」をあげています。（図表13、14参照）



家庭は子どものよりどころ、すべての教育の出発点です。地域には学校での学習につながる教育・学習資源や人材が豊富です。「家庭でしつけ、地域の子どもは地域で育てる」という機運を盛り上げるとともに、学校は保護者や地域の願いに応え、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。

また、生涯学習においては、人生100年時代を見据えて町民一人一人が生きがいを持って生活できる「生涯学習社会づくり」が求められています。

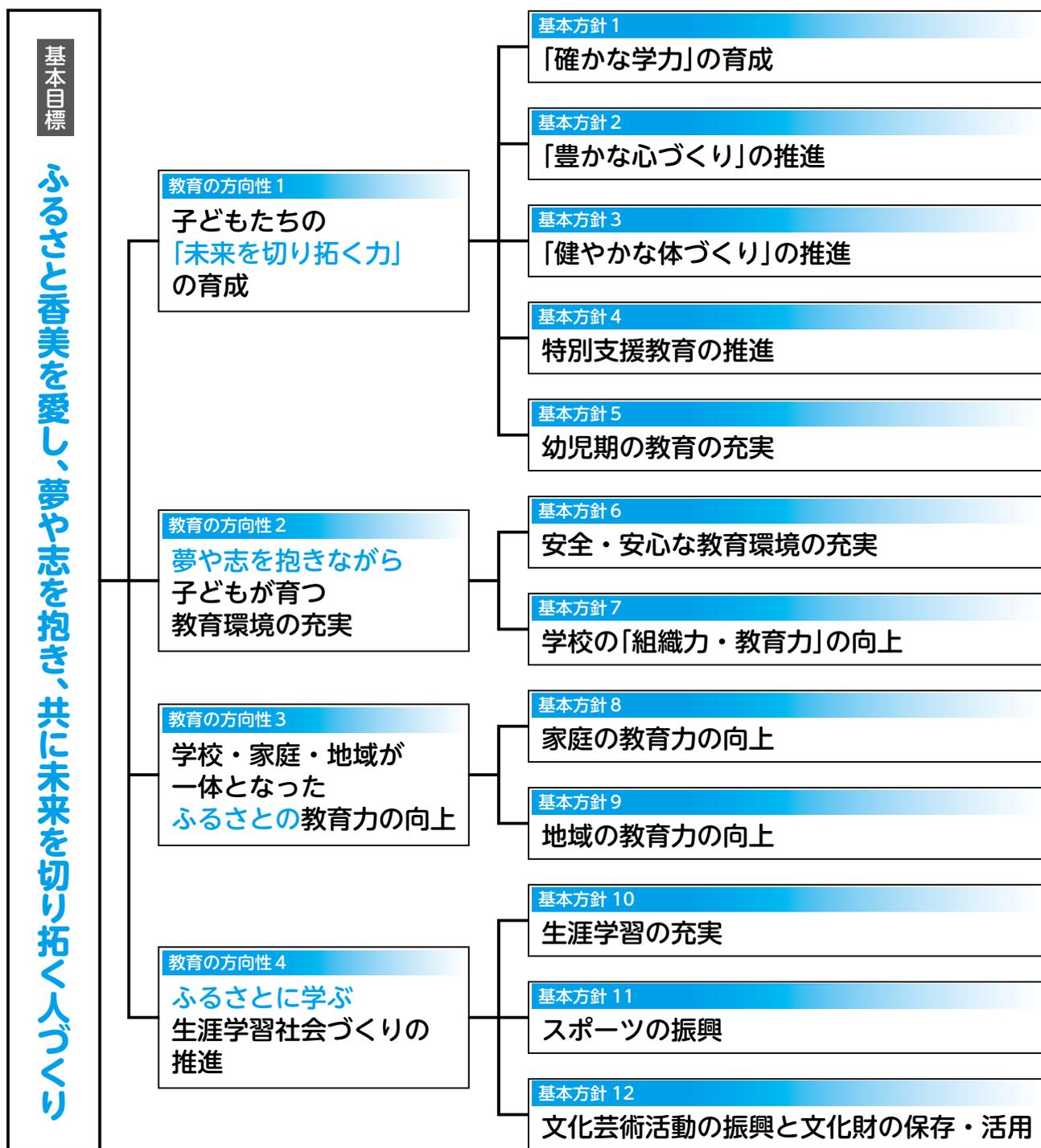
これらの実現のために、以下の視点を踏まえた取組を進めていくことが大切です。

- ① 幼児期において、生涯の学びを支える「非認知能力^{※13}」を育む。
- ② コミュニケーション教育^{※14}を通して、人間関係力など生き抜く力の育成を図る。
- ③ 小規模校ならではの特色を生かした取組の質的向上を図る。
- ④ 就学前施設、小・中学校の適正配置により、学びの環境を整える。
- ⑤ 学校・家庭・地域が一体となったふるさとの教育力の向上を図る。
- ⑥ 「3つの町民運動」における読書活動を積極的に推進する。

豊かな学びに向けてのこれらの視点を踏まえつつ、基本目標の実現に向けて、本計画では「ふるさと教育」を基盤とし、「子ども」「教育環境」「地域」「生涯学習」の各領域から、計画期間の5年間を見通した教育の方向性と基本方針を定めました。

3 計画体系表（「教育の方向性」及び「基本方針」）

基本目標の実現のための方向性と基本方針の体系を次の通り示します。



4 めざす教育の方向性と基本方針

教育の
方向性

1

子どもたちの「未来を切り拓く力」の育成

これからの激しい変化が予測される社会においては、子どもたち一人一人にとって、困難な状況に立ち向かう能力が求められます。そのために、これからの教育においては、主体的・創造的に生き、未来を切り拓く、たくましい人間の育成をめざし、直面するさまざまな課題を乗り越えて生涯にわたり学び続ける資質・能力を育むことが大切です。

学校園では、子どもたちの発達段階や多様なニーズを踏まえて、学習指導要領や幼稚園教育要領などの着実な実施を図るとともに、ふるさと教育を基盤におきながら「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成する取組を推進します。

■ 基本方針 1 「確かな学力」の育成

児童生徒にとって、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、これらを活用して課題を解決に導く思考力、判断力、表現力を育むとともに、主体的に学びに向かう力を身に付けることが大切です。

【取組の重点事項】

① 確かな学力の育成

- ・これからの時代に求められる資質・能力を育成するため、基本的な学習習慣の確立や基礎的な学力の定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現やカリキュラム・マネジメント^{※15}の確立を通して、児童生徒の学力の向上を図ります。
- ・チャレンジプラン総合会議での情報交換を踏まえ、学校間スーパー連携チャレンジプラン「学力向上ステップアップ授業」をより質の高い取組へと充実を図ります。

② 国際理解を深める教育の推進

- ・今後のさらなるグローバル化を見据え、児童生徒の英語力の向上を図ります。
- ・授業をはじめさまざまな取組において、外国語指導助手（ALT）等との外国語を用いたふれあいや対話の機会を充実します。

③ 情報活用能力の育成

- ・GIGAスクール構想に基づき、ICT機器やオンラインを活用した学びの環境を構築し、個別最適化された学びを実現するため、教員の力量に応じた個別の支援や研修を進め、教員のICT活用力の向上を図ります。

- ・各教科の特性を生かし、ICT機器等を活用して「主体的・対話的で深い学び」を推進し、学習の基盤となる資質・能力の一つでもある情報活用能力を育成します。

■ 基本方針2 「豊かな心づくり」の推進

複雑化・多様化した社会の中で、子どもたちが他者と共生しながら豊かに活動していくためには、自己有用感を持ち、自己を肯定的に受け止めながら他者との違いを認め、互いを尊重するとともに、ふるさとの自然に感動する心などを育むことが重要です。

【取組の重点事項】

① 「あいさつ運動」の推進

- ・学校・家庭・地域が連携し、人と人をつなぐ糸口であるあいさつの励行を推進します。

② 「特別の教科 道徳」、道徳教育の推進

- ・教科としての道徳を中心に、あらゆる教育活動を通して道徳性を養うために、子どもたちの心に響く学習の創造に向けた研修を推進します。

③ 心の教育の充実

- ・子どもたちが、相手のよさや自分との違いを理解する力や他者と協働する力を育む教育を推進します。
- ・学校園におけるいじめや不登校等に対応するため、スクールカウンセラー^{※16}等の配置により子どもたちや家庭を支える相談体制の充実に努めます。

④ 体験的な「ふるさと教育」の推進

- ・生まれ育った郷土の美しい自然と地域に残る伝統文化などを十分に体験し、ふるさとの人々と触れ合う中で子どもたちが豊かな感受性を育む「ふるさと教育」を推進します。

■ 基本方針3 「健やかな体づくり」の推進

子どもたちが、生涯を通じて活力を持って挑戦し続けるためには、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かなスポーツライフを継続する資質・能力を育成するとともに、心身の調和的発達を図ることが重要です。

【取組の重点事項】

① 発達に応じた体づくりの充実

- ・ 幼児期にさまざまな遊びを通して体を動かすことで、生涯にわたり健康的に生きるための基盤を培う指導を推進します。
- ・ 個人差を踏まえ、小・中学校の段階的な指導を通して、体を動かすことの楽しさや心地よさを味わわせ、健康の大切さを実感できる授業への取組を充実します。

② 食育の充実

- ・ 地産地消を基本とした「日本一のふるさと給食」を生きた教材として活用し、生産者への感謝の気持ちを抱かせるとともに、ふるさとの産業や自然、食文化への理解を深めさせ、食育の充実に努めます。

■ 基本方針 4 特別支援教育の推進

共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育^{※17}システム構築に向けて、発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒が合理的配慮の提供を受け、一人一人の教育的ニーズの把握により適切な指導や必要な支援を得られる体制を構築し、縦（連続性のある多様な学びの場における教育）と横（連携による相談・支援体制）の連携により特別支援教育の充実に努めることが重要です。

【取組の重点事項】

① つながりのある多様な学びの充実

- ・ 一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育の充実に努めるとともに、ユニバーサルデザイン^{※18}に配慮した授業づくりや多様性を尊重した学級づくり等に取り組めます。
- ・ 教職員の発達障害等に関する知識・技能の習得や指導力の向上を図ります。
- ・ 「中学校・高等学校連携シート」の活用により、効果的な引継ぎを行います。

② 一貫性のある支援体制の構築

- ・ 障害のある幼児児童生徒の教育相談や個別の教育支援計画による就学や進路に関する合意形成を図ります。
- ・ 特別支援教育コーディネーター^{※19}を中心とした校園内の支援体制や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー^{※20}など外部の専門家を活用した教育相談を充実します。

■ 基本方針 5 幼児期の教育の充実

幼児期における教育は、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもたちに豊かな心情や物事に自ら取り組もうとする意欲、基本的生活習慣等を身に付けさせ、自立心や協同性、道徳・規範意識を芽生えさせることが重要です。

【取組の重点事項】

① 幼児期での「学びの芽生え」の確立

- ・ 幼児期と児童期の「学びのつながり」を意識した教育活動の展開による教育の充実を図ります。
- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて、カリキュラムの不断の見直し、個々の特性や能力の伸張を促す教育・保育に取り組みます。

② 非認知能力の育成

- ・ さまざまな遊びの中で、試行錯誤・葛藤する場面を設定し、友だちとの関りの中で問題解決を試みさせ、自発的に楽しく遊べる子を育成します。
- ・ 人の話を受容的に受け止めたり、自分の思いを進んで伝えたりすることのできる態度や心情を育成します。

③ 少人数指導で培う力を補完する他園との合同保育の推進

- ・ 学校間スーパー連携チャレンジプラン「就学前わくわく交流会」を推進し、多人数保育で醸成される人間関係力、コミュニケーション能力、挑戦心等を育成し、小学校生活への望ましい接続を図ります。
- ・ 指導者間交流による専門的資質の向上を図り、より効果的な指導方法の工夫改善に努めます。



確かな学力を育成し、豊かな心を育みながら健康でたくましく生きる子どもたちの成長を促すためには、教職員をはじめとする学校園全体の教育力の向上が不可欠です。また、予期せぬ地震等による災害、感染症などから子どもの生命を守る安全・安心な教育環境を整えることが重要です。

校園長のリーダーシップのもと、教職員一人一人の能力や適性を生かした学校園の運営に努め、組織として学校園の危機管理体制を確立し、危機対応能力の向上を図ります。加えて、内面理解に基づく生徒指導の充実、保護者や関係機関との連携強化など、いじめや不登校などの未然防止、早期発見、早期対応を図ります。

■ 基本方針 6 安全・安心な教育環境の充実

学校園は、子どもたちの学習・生活の場であると同時に、防災活動や避難所の拠点でもあります。学校園では、事故や災害、さまざまな感染症などへの確に対応できる危機管理体制を確立し、大きな災害にも対応できる防災教育の推進や学校防災体制の充実が求められます。

また、地域でも災害時の脅威について子どもたちに伝えたり、交通安全や防犯等にも一緒に取り組んだりするなど、学校園と地域住民、関係機関、ボランティアなどが一体となった防災教育を一層進めていくことが必要です。

【取組の重点事項】

① 学校園の防災教育・防災体制の充実

- ・さまざまな自然災害から自らの生命を守るため、子どもたち自身が主体的に判断し行動する力や、危険を予測したり、回避したりする能力を育成します。
- ・児童生徒、学校園の危機対応能力の向上を図るため、防災訓練及び防犯訓練に取り組みます。

② 子どもの安全対策の推進

- ・学校園における感染症対策及び熱中症対策に取り組みます。
- ・警察・道路関係者等と連携した通学路の安全点検・整備を行います。
- ・学校園での防犯研修やボランティアによる見守り活動など、防犯体制を充実します。

③ 学校園施設の整備・維持保全

- ・経年劣化に伴う学校施設の長寿命化を図ります。
- ・学校園の施設、遊具等の定期的な点検を実施します。

④ アレルギー疾患への対応

- ・関係機関と積極的に連携を図り、組織的に予防や緊急時の対応に努めます。
- ・保護者や児童生徒との連携を図り、予防や緊急時の対応に努めます。

■ 基本方針 7 学校の「組織力・教育力」の向上

子どもたちが生き生きと学び、地域から信頼される学校づくりのためには、個々の教職員の資質能力や指導力の向上は不可欠です。そのため校長は、教職員が心身ともに健康で、一人一人の能力や適性を生かせるような学校運営に努め、常に危機管理意識を持って学校全体の組織力、教育力を高めていく必要があります。

【取組の重点事項】

① 学校運営の自律的・組織的な推進

- ・学校評価を通じて、学校運営の不断の見直しや改善を図るとともに、家庭や地域に開かれた信頼される学校運営に努めます。

② 教職員の資質・能力の向上へ向けた取組の推進

- ・校内研修や日々の教育活動等を通じて研究と修養に努めるとともに、ICT活用の習熟など、学校全体で教職員の資質能力と実践的指導力の向上に努めます。

③ 働きやすい学校環境づくりの推進

- ・定時退勤日やノー部活デー、ノー会議デーの完全実施、年次休暇などの取得促進を進め、教職員のワーク・ライフ・バランス^{※21}の保持に配慮します。
- ・業務の効率化などにより勤務時間の適正化をさらに推進し、児童生徒と向き合う時間を確保します。
- ・人権意識を高めるための研修を重ね、意欲的に教育活動に臨めるよう協力・協働の学校環境づくりを推進します。

④ 内面理解に基づく生徒指導の充実

- ・児童生徒理解を深め、信頼関係を構築し、過度な指導や画一的な指導にならないよう人権に配慮した適切な指導を行うとともに、児童生徒の自己有用感を育み、個性をより発揮できる支援を行います。それにより、いじめや不登校の解消や、部活動のさらなる充実につなげていきます。

⑤ 学校版教育環境会議の開催

- ・校区の保護者や地域住民等へ学校の教育ビジョンや経営方針、教育実践などを説明し、評価を受けるとともに、学校評議員会などを活用して、学校の組織力のさらなる向上を図ります。

「ふるさと香美」の将来を担う人材を育成し、活力あるまちづくりを実現するために、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「未来を切り拓く力」を育む環境づくりを進めます。

子どもを持つ親が家庭教育の重要性について再認識し、それぞれの家庭において複雑な現代社会での子育ての在り方を確立し、子どもたちが潤いのある家庭生活の中で「生きる力」を育てていくために、親としての力を身に付ける「親学習（親業）」を充実させ、家庭の教育力を高めます。

また、「ふるさともものしり博士」や「ふるさと教育応援団」など幅広く地域住民の参画を得て、地域ぐるみの教育支援活動を充実させ、地域の教育力の向上を図るとともに、地域の声を生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていきます。

■ 基本方針 8 家庭の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点であるという認識に立ち、親学習の充実に努め、家族のふれあいを通して、基本的な生活能力、倫理観、社会的マナー等を身に付けさせることが大切です。

【取組の重点事項】

① 親としての学びの支援の充実

- ・PTA活動や保護者会などを通じて、子育て中の親同士や子育て経験者との交流を進めます。

② 学校と地域との連携

- ・各学校を核としてPTA、地域との連携を推進し、「地域の子どもは地域で育てる」をテーマに子どもたちの適切な生活習慣の確立に努めます。

③ 子育て支援の充実

- ・放課後児童クラブ、幼稚園における預かり事業や病児保育事業を充実させ、就労等により保護者が在宅していない家庭の支援に努めます。また、子育て・子育て支援センターにおける子育て相談や保護者同士の交流促進を図ります。

■ 基本方針 9 地域の教育力の向上

香美町の子どもたちが大人になってからも、ふるさとを愛し、ふるさとを心に抱き続けるためには、今を生きる子どもたちに地域の大人たちが、さまざまな体験活動や伝統行事を体験させ、ふるさとの思い出づくりを支援することが大切です。

また、地域全体で子どもたちの遊びや体験を通しての成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざすため、学校と地域が目標を共有し、連携・協働する活動を一層進めていくことが重要です。

【取組の重点事項】

① 地域学校協働活動の充実

- ・ 校区ごとに組織されている「ふるさと教育応援団」の拡充を図り、学校支援活動の充実に取り組めます。
- ・ 子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の協力による放課後子ども教室を充実します。
- ・ 地域の多様な経験や技能を持つ人材や企業等の協力を得て、ふるさとを総合的に学ぶ土曜チャレンジ学習事業のさらなる充実に努めます。

② コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を導入した学校）の推進

- ・ 各学校に学校運営協議会を設置し、具体的な方策を策定することにより、学校運営や必要な支援等について地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。



町民一人一人が個性や能力を発揮し、生きがいをもって生活できるよう、幼児期から高齢期までの生涯の各時期に多様な学習活動を主体的に行える「生涯学習社会づくり」が求められています。

生涯学習を推進することで、町民に学びの機会が増え、学びで得た知識や経験を「ふるさと香美」の活力あるまちづくりに生かすことができる社会の実現をめざします。

人生100年時代の到来が予測され、町民の高度化・多様化する生涯学習へのニーズに的確に対応するため、地域の人材等を活用した指導者の養成と確保、学習機会の充実、自主的な学習活動や地域活動への支援など、多角的な支援を行います。

公民館講座等での多様な学習機会の提供やスポーツや文化芸術活動の振興、さらには、地域の自然や文化、歴史、産業などを学ぶ「ふるさと教育」の推進などを通して、生涯学習社会づくりを実現し、未来を共に切り拓く人づくりを進めます。

■ 基本方針 10 生涯学習の充実

高度化・多様化する生涯学習へのニーズに的確に対応していくため、地域の人材を活用した生涯学習指導者の養成や公民館等の社会教育施設の機能の充実が求められています。

また、あらゆる差別やいじめ等による人権侵害のない、町民相互の人権が尊重される町をめざして、関係団体等との連携により、生活に密着した人権学習を進めていきます。

【取組の重点事項】

① 地域の絆をつくる公民館活動の充実

- ・年代層に応じたさまざまな学習ニーズに対応した公民館講座や教室を開設します。
- ・公民館講座や高齢者大学等を通じて、高齢者の生きがいづくりと仲間づくりを進めます。
- ・視覚障害者が、社会人として必要な教養を高め、知識を習得するとともに、交流を通じて相互理解を深め、生きる喜びを共有する場として「青い鳥学級」の活動の充実を図ります。

② 読書活動の推進

- ・各公民館が所有する図書のネットワーク管理や、移動図書館車の巡回により、利用者の利便性の向上を図るほか、小・中学校と連携し、おすすめ図書を貸し出す「ほんわか文庫」の推進、学校園で読書の楽しさを伝える授業を展開する等により、「町じゅう図書館」として読書活動の充実を図ります。

③ ふるさと教育の推進

- ・地域で取り組まれている伝統行事やさまざまな体験活動に子どもたちの参加を促すとともに

に、公民館講座「ふるさとおもしろ塾」「ふるさと語り部講座」等を開き、ふるさとの良さや地域の価値を伝えるなど、ふるさとに学ぶ活動を推進します。

④ 人権教育の推進

- ・香美町が培ってきた人権教育を基に、町人権教育研究協議会や町人権推進室と連携し、あらゆる人権にかかわる課題の解決をめざし、生涯にわたって人権を学び続ける人づくりを進めます。

■ 基本方針 1 1 スポーツの振興

スポーツは、町民の体力向上、健康増進はもとより、人と人との交流による地域づくりにおいて重要な役割を果たします。このため、多くの町民が幅広くスポーツに接する機会を提供し、生涯にわたってスポーツに携われる環境形成を図る必要があります。年代に応じたスポーツ教室、大会等を開催するとともに、社会体育施設の充実や利便性の向上を図ります。

また、手軽に継続できるスポーツの普及啓発や、運動能力・技術の向上への取組、ふるさとの環境を生かしたスポーツの推奨、スポーツツーリズム^{※22}を推進するほか、多くの取組において目標を設定し挑戦する人材育成を図ります。

【取組の重点事項】

① スポーツ教室の充実

- ・町民を対象とした運動教室等を幅広く開催するほか、生涯にわたって豊かなスポーツライフを楽しめるよう、健康福祉部署と連携した体操教室等を通じ健康維持としてのスポーツを推進します。

② 継続できる生涯スポーツの推進

- ・体力づくりの一環として、多くの町民が取り組みやすく、全身運動となるラジオ体操や、働く世代をターゲットに、ウォーキングなど「歩く」をテーマとした運動への取組を進めます。

③ 香美町ならではのスポーツの取組

- ・冬季間、少人数でも実施できる卓球や雪国の特色を生かしたスキー、スノーシュー、雪合戦を推奨し、講習会の開催、指導者の育成により技術の向上を図ります。また、イベント等の開催により、スポーツに親しむ機会の充実に努めます。

④ スポーツレベルの向上

- ・研修等への参加により、スポーツ推進委員をはじめとする指導者のスキルアップを進めるほか、クラブ団体の指導者が資格取得、講習会へ参加できるよう助成制度を新設します。また、日本体育大学との連携協定により、講習会、講演会を開催し技術の向上を図ります。

⑤ スポーツツーリズムの推進

- ・スポーツツーリズムや合宿等の受け入れを進めるため、意向調査の実施、誘客方法の検討を行い、交流人口増、地域の活性化を図ります。

⑥ 社会体育施設の充実

- ・利用者が楽しく安全に施設を利用できるよう、計画的な補修、改修、備品の整備を進めるとともに、利用状況に合わせた施設整備の見直しや、小・中学校の施設の利用促進を図ります。
- ・利用者の利便性の向上を図るため、手軽に体育館等の予約ができるシステムの構築を進めます。

■ 基本方針 1 2 文化芸術活動の振興と文化財の保存・活用

町民が文化芸術に慣れ親しみ、自ら創出し発信することに挑戦できるように文化芸術に触れる機会をつくとともに、文化芸術活動を支援します。

文化財は地域で育まれた歴史的文化活動の所産であり、地域の特徴を顕著に表し、人々の心の拠り所となるものです。令和2年に文化庁認定を受けた香美町文化財保存活用地域計画の「ふるさとにまなび・いかし・つなぐ」の方針を基本として文化財の調査・保存を継続して実施し、文化財の新たな活用に結びつくような取組を進めます。

地域で伝承されてきた伝統行事は、地域の一体感を醸し出す重要な要素であり、地域のつながりを一層強めるため、伝承団体の活動を支援し、地域文化の継承を図ります。

【取組の重点事項】

① 文化芸術活動の推進

- ・文化芸術団体への支援を行い、文化ホール事業等の充実に努めます。

② 文化財保存活用地域計画の具体的な取組

- ・「ふるさとにまなぶ」ための取組
文化財の把握、区・自治会文書等悉皆調査、美術工芸品悉皆調査、文化財の指定・監理、文化財の防犯・防災、文化財保存整備補助金の交付などに取り組みます。
- ・「ふるさとをいかす」ための取組
歴史文化活用団体のネットワーク化、ふるさと語り部講座などの開催、歴史文化講座の開講・講師派遣、ふるさとガイドブックの作成・活用などに取り組みます。
- ・「ふるさとをつなぐ」ための取組
歴史文化ネットワークの構築と情報発信、文化財の保存活用に関する体制の整備、文化財担当者の確保と育成、香美町ふるさと資料館（仮称）の整備などに取り組みます。

用語解説（P:本文のページ番号）

※ 1 知識基盤社会 (P1)

新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のこと。

※ 2 学校園 (P1)

香美町立の小学校、中学校、幼稚園、認定こども園及び保育所を対象として総称する。学校教育法で規定する「学校」は幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校である。

※ 3 教育委員会の事務事業点検・評価 (P2)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により教育委員会は、実施する事務の管理及び執行の状況について毎年点検及び評価を行う。

※ 4 第2次香美町総合計画 後期基本計画 (P3)

総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた、香美町の最上位計画。まちづくりの基本的な指針として、基本理念やまちの将来像などを示す「基本構想」とまちの将来像の実現に向けて基本的な諸施策を示す「基本計画」で構成される。

※ 5 香美町子ども・子育て支援事業計画 (P3)

急速な少子化の進行、並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現のため、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、業務の円滑な実施に関する市町村子ども・子育て支援事業計画として策定したもの。

※ 6 香美町スポーツ推進計画 (P3)

「スポーツ基本法」に基づくスポーツの推進に関する計画で、香美町のスポーツに関する施策を関係機関が連携を図りながら、総合的に推進するための指針として、教育・文化の充実、創造分野のスポーツ推進の施策をより具体化するものとして策定した。

※ 7 香美町文化財保存活用地域計画 (P3)

令和2年に文化庁認定を受け、「ふるさとにまなび・いかし・つなぐ」の方針を基本として文化財の調査・保存を継続して実施するための計画

※ 8 第2期香美町教育振興基本計画に関する意向調査 (P4)

令和2年度に実施した計画に関するアンケート（対象：20歳以上の町民1,000名、幼～中の保護者1,009名、町内小学校5年生・中学校2年生235名、幼～中の教職員197名）
前回調査 平成25年度実施 対象：幼～中の保護者1,299名、町民2,000名

※9 中1ギャップ (P4)

児童が、小学生から中学1年生に進級した際に感じる、心理や学問、文化的なギャップと、それによるショックのこと。

※10 社会体育施設 (P4)

一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置した体育館、水泳プール、運動場等のスポーツ施設。なお、青少年教育施設等に附帯する体育施設は対象外とする。

※11 GIGAスクール構想 (P7)

義務教育を受ける児童生徒のために、1人1台の学習者用PCと高速ネットワーク環境などを整備する5年間の計画。その目的は子どもたち一人一人の個性に合わせた教育の実現にあり、さらに、教職員の業務を支援する「統合型校務支援システム」の導入で、教員の働き方改革につなげる狙いもある。

※12 ICT (P7)

(information and communication technology) の略。情報や通信に関する技術の総称。日本語では、一般に情報通信技術と訳されている。最近では、技術そのものを指すITとの混用を避けるため、方法論としてのICTが使われるようになった。

※13 非認知能力 (P13)

読み書き・計算などの数値では測れない能力をさします。大きく分けて、自尊心、自己肯定感、自立心、自制心、自信などの「自分に関する力」。そして、一般的には、社会性と呼ばれる、協調性、共感する力、思いやり、社交性、道徳性などの「人と関わる力」のこと。

※14 コミュニケーション教育 (P13)

国際化の進展に伴い、多様な価値観を持つ人々と協力、協働しながら社会に貢献することができる創造性豊かな人材を育成することを目的とし、また近年、子どもたちが自分の感情や思いをうまく表現することができないなどの課題を踏まえて、子どもたちのコミュニケーション能力を育成する教育のこと。

※15 カリキュラム・マネジメント (P15)

学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくことであり、また、そのための条件づくりや整備を行うこと。

※16 スクールカウンセラー (P16)

いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心の在り様と関わるさまざまな問題が生じていることを背景とし、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修にあたる臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家

※17 インクルーシブ教育 (P17)

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的とし、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること。

※18 ユニバーサルデザイン（に配慮した授業） (P17)

特別に教育的な配慮を要する児童生徒を含むすべての児童生徒に、学ぶ喜び、分かる楽しさを感じさせ、確かな学力が身につくように、授業のあり方を工夫すること。

※19 特別支援教育コーディネーター (P17)

支援を要する子どもに対する教職員の理解を高め、一人一人の子どものニーズに応じた教育を実施するために、各校園内で中心となって校内研修の企画・運営や教育相談の窓口などの役割を担う人

※20 スクールソーシャルワーカー (P17)

問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行ったりする専門職

※21 ワーク・ライフ・バランス (P20)

仕事と生活（家族や趣味などプライベートの時間）のバランスがとれた状態のこと。

※22 スポーツツーリズム (P24)

スポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組のこと。

香美町教育振興基本計画策定委員会委員名簿

任期：令和3年8月10日～令和4年1月24日（計画策定が終了する日まで）
所属は策定当時のもの、敬称略

	氏名	所属等	委嘱区分
委員長	廣岡 徹	兵庫教育大学大学院元教授	(6) その他教育委員会が必要と認める者（学識経験者）
副委員長	岡本 哲郎	余部小学校	(1) 学校、幼稚園又は保育所（園）の教職員を代表する者
委員	尾崎 義美	香住第一中学校	
〃	田中伊都美	小代認定こども園	
〃	中村 直	柴山保育所	(2) PTA又は子ども会を代表する者
〃	田邊 正和	香美町PTA協議会	
〃	西村 順子	子ども会育成連絡協議会	(6) その他教育委員会が必要と認める者（子育て世代代表）
〃	長 誠	みなと保育園保護者会	
〃	井上 梓	宝樹保育園保護者会	
〃	朝倉紀代子	小代認定こども園保護者会	(3) 社会教育関係団体を代表する者
〃	西内 一博	香美町社会教育委員兼 香美町公民館運営審議会委員	
〃	原 昌久	香美町ふるさとのしり博士	
〃	今井 寿史	香美町スポーツ推進委員会	(4) 家庭教育関係団体を代表する者
〃	白岩 浩美	子育て・子育て支援センター	
〃	西村 功	香美町連合自治会	(5) 地域住民を代表する者

策定の経緯

1 香美町教育振興基本計画策定委員会設置

令和3年8月10日～令和4年1月24日

2 計画策定の経過

○策定委員会等の開催

- 令和3年 6月 9日 第1回ワーキンググループ会議
- 8月10日 第1回策定委員会（委員委嘱、計画の概要説明、意見交換）
- 8月24日 第2回ワーキンググループ会議
- 9月16日 第3回ワーキンググループ会議
- 10月 1日 第2回策定委員会（計画素案の説明、検討）
- 11月 2日 第4回ワーキンググループ会議
- 11月17日 第3回策定委員会（計画案の検討）
- 令和4年 1月18日 第4回策定委員会（パブリックコメント結果の説明、計画案の最終検討・承認）

○パブリックコメント手続実施

意見募集期間 令和3年12月6日～12月28日
意見等の提出件数 4人（6件）

○計画の策定

令和4年 1月24日 教育委員会において計画を決定

香美町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成28年7月21日香美町教育委員会告示第15号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づく香美町教育振興基本計画(以下「計画」という。)を策定又は見直しするにあたり、その基本となる方針等について検討するため、香美町教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 計画の策定又は見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定又は見直しのために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校、幼稚園又は保育所(園)の教職員を代表する者
- (2) P T A又は子ども会を代表する者
- (3) 社会教育関係団体を代表する者
- (4) 家庭教育関係団体を代表する者
- (5) 地域住民を代表する者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定又は当該計画の見直しが終了する日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、第3条に規定する委員のほかに、会議の運営上必要な者の出席を求めることができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、専門的事項を協議するため、専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この告示の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる委員会は、第6条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

第2期香美町教育振興基本計画

令和4年度～令和8年度

令和4年1月 発行

香美町教育委員会

〒667-1392 兵庫県美方郡香美町村岡区村岡 390-1

Tel 0796-94-0101 / Fax 0796-98-1532

<https://www.town.mikata-kami.lg.jp/>

大人にとって故郷ふるさとは
過去の思い出だが
子どもにとっては
現在いまであり
未来である
今 仲間や
地域の人たちと
何をしたかが
やがて大人になって
故郷ふるさとになる

